

後期高齢者等の常勤性の確認方法について

建設業許可申請の審査事務においては、経營業務の管理責任者等の常勤性の確認について、社会保険標準報酬月額決定通知書等により確認を行っている。

また、経営事項審査事務においても、技術職員等の常勤性の確認について、同様に行っている。

平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が施行され、75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の認定を受けた者（以下、「後期高齢者等」という。）については、新制度に移行することにより、社会保険標準報酬月額決定通知書等により常勤性の確認ができないこととなる。（下記参照）

後期高齢者等の常勤性の確認については、平成 20 年 4 月 1 日以降下記の書類で確認することとする。

【社会保険標準報酬月額決定通知書等に代わる確認書類】

（ 1 ） 対象者

（ 2 ） の書類で常勤性の確認ができるのは、次の要件を全て満たす者

昭和 12 年 4 月 2 日以降に生まれ、70 歳以上の者

厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね 4 分の 3 以上の者

過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者

（ 2 ） 確認書類

対象者を新たに雇用したときや 70 歳に到達し引き続き雇用するとき

... 「厚生年金保険 70 歳以上被用者 該当届」

7 月 1 日に対象者を雇用しているとき

... 「厚生年金保険 70 歳以上被用者 算定基礎届」

（ 参照 ）

後期高齢者医療制度：後期高齢者等については、勤務形態に関係なく全て新制度に移行

- ・ 新たに交付される「後期高齢者医療被保険者証」には勤務地が記載されない
- ・ 社会保険の被保険者でないため、健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書に従業者として名前が記載されない